

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	第二次一次医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府との間の交換公文	第二次一次医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の生産物の操作指導に必要な役務の供与	810,000千円 H19.3.31まで	H18.6.30 スコピエ で (同日)	日本側 梅津至在マケドニア共和国大使 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国側 イリシカ・ミトレシツァ外務大臣	H18.7.12 415号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。